

**令和8年度 愛媛県会計年度任用職員（特定業務職員）
大阪事務所・Uターン就職コーディネーター採用試験実施要領**

令和8年2月19日

愛媛県会計年度任用職員（Uターン就職コーディネーター）採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数等

試験区分 Uターン就職コーディネーター
採用予定人数 1人
勤務場所 愛媛県大阪事務所（大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル1階）

2 職務内容

- (1) 関西・中部圏において、愛媛県内事業所での就職を希望する者の就職相談や就職状況の把握に関すること
- (2) 愛媛県若年者就職支援センター（ジョブカフェ愛work）や愛媛県が設置する移住相談窓口との連携に関すること
- (3) 本県出身者が在籍する大学等への訪問による関係性構築や学生の動向把握、大学と連携したセミナー等の開催に関すること
- (4) Uターン就職の拡大に向けた広報活動に関すること
- (5) Uターン就職に関する交流会やセミナー等の企画・運営に関すること
- (6) 前各号に付随する業務

3 受験資格

次の要件を全て満たす者

- (1) 愛媛県が取り組むUターン就職の促進に関する業務に、熱意を持って従事できる者
 - (2) 勤務場所（愛媛県大阪事務所）に通勤できる者
 - (3) パソコン（Excel、Word等）、インターネット（電子メール、インターネット検索、SNS等）を活用した業務が可能である者
 - (4) 次のアからエまでに該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 愛媛県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※職務として就職相談を受けるため、キャリアコンサルタントの国家資格を保有していることが望ましい（必須ではありません）。

4 試験の方法

試験科目 口述試験（個別面接）
試験日時 令和8年3月16日（月） 時間は決まり次第、電話で通知します。
試験会場 愛媛県大阪事務所（大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル1階）
※応募者が多数となった場合は、口述試験受験者を書類選考で決定し、応募者に通知します。

5 受付期間

受付期間は、令和8年2月19日（木）から令和8年3月5日（木）までです。
（土日、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）
郵送の場合は、期限までに到着すること。（必着）

6 申込手続

採用試験申込書（必要事項を記載し、6箇月以内に撮影した顔写真を添付してください。）を産業人材課に直接提出し、又は郵送（封筒の表に「Uターン就職コーディネーター採用試験申込み」と朱書きしてください。）してください。

7 採用予定日

令和8年4月1日

8 勤務条件

- (1) 勤務時間等 午前9時00分から午後4時30分までの1日6時間30分×週5日勤務
(休憩時間：12：00～13：00)
- (2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始
- (3) 有給休暇 年次休暇（初年度10日）、特別休暇（夏季休暇等）
- (4) 報酬等 愛媛県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。報酬の支給日は、原則として、当月21日です。
報酬 月額252,663円（地域手当に相当する報酬を含む）
その他手当等 通勤手当・超過勤務手当・休日給に相当する報酬、期末勤勉手当 等
- (5) 任用期間 1会計年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）内。ただし、勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（最長3年間）。その後も公募による採用試験を受験可能です。 ※任用回数、年齢による応募制限はありません
- (6) 条件付採用 採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。
- (7) 保険等 雇用保険及び厚生年金保険を適用します。健康保険は地方職員共済組合の短期給付（医療保険）及び福祉事業（健康管理）を適用します。
- (8) 服務 次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。
服務の宣誓・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務・信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・職務に専念する義務・政治的行為の制限・争議行為等の禁止
(注) 営利企業への従事等の制限は適用されませんが、労働基準法に基づく割増賃金の支給の要否を把握するため、兼業の内容について届出が必要となります。
- (9) 退職 任期が満了した場合は、退職となります。任期満了前に退職する場合は、原則退職する14日以上前に届け出ること。なお、次に該当する場合は免職されることがあります。この場合において、原則30日前までに免職の予告を行います。
 - ・地方公務員法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
 - ・地方公務員法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

(注) 上記の勤務条件は改定される場合があります。

9 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。
- (3) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (4) 申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) その他質問等は、土日、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに経済労働部産業支援局産業人材課にお問い合わせください。

<提出先・問合せ先>

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目2 NTT愛媛ビル2棟 3階
愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課 Uターン就職コーディネーター採用担当：横山
電話 089-912-2509